



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年12月3日(金) 第9957号

目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○解除予定保安林(森林保全課)	2
<b>公 告</b>	
○建設業法第29条の5第1項の規定による公告(建設企画課)	2
○同	3
○開発工事の完了(建築課)	3
<b>収用委員会公告</b>	
○公示送達	4
○同	4

■ 告 示

◎群馬県告示第310号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和3年12月3日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 解除予定保安林の所在場所 吾妻郡東吾妻町大字岩下字久々戸1069、1070の1、1070の2、1071(以上4筆国有林)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

■ 公 告

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年12月3日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 処分をした年月日 令和3年11月24日
- 2 被処分者

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者氏名	許可番号
株式会社女屋スポーツ工事	群馬県前橋市三俣町3-13-3	代表取締役 女屋 光	群馬県知事許可(般・特-29)第5390号

- 3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令
  - (1) 停止を命ずる営業の範囲 とび・土工工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの。
  - (2) 期間 令和3年12月8日から令和4年12月7日までの1年間。
- 4 処分の原因となった事実 株式会社女屋スポーツ工事の元代表取締役は、前橋市が令和2年11月5日に執行した「下細井団地西公園遊戯施設整備工事(社資交第3号)」に係る指名競争入札に関し、同市元職員から同入札に関する秘密事項である同工事の予定価格の教示を受け、同社に同予定価格に近接する金額で入札させて同案件を落札させ、もって偽計を用いて、公の入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為を行った。また、当該元代表取締役は、前橋市が令和2年12月1日に執行した「石関公園遊戯施設整備工事(社資交第4号)」の指名競争入札に関し、当該元職員から同入札に関する秘密事項である同工事の予定価格の教示を受け、当該会社に同予定価格に近接する金額で入札させて同案件を落札させ、もって偽計を用いて、公の入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為を行った。さらに、当該元代表取締役は、令和2年12月10日頃、当該元職員に対し、上記2件の工事及び「さくら公園運動施設設置工事(第37号)」の各指名競争入札に関し、当該元職員が職務上知り得た入札に関する秘密事項である予定価格を自分に教示したことに対する謝礼としてビール共通券100枚を供与し、もって職務上不正な行為をしたことに関して賄賂を供与した。これにより、当該元代表取締役は、前橋地方裁判所から令和3年9月16日に懲役1年6月(執行猶予3年)の判決を受け、同年

10月1日にその刑が確定した。

このことが、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当するため、同条第3項に基づき営業停止処分とする。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年12月3日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 処分をした年月日 令和3年11月24日
- 2 被処分者

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者氏名	許可番号
株式会社深沢	群馬県前橋市今井町931-8	代表取締役 深沢 幸	群馬県知事許可（特一2）第3125号

- 3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令

(1) 停止を命ずる営業の範囲 土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの。建築工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの。

(2) 期間 土木工事業及び建築工事業について、令和3年12月8日から令和4年12月7日までの1年間。

- 4 処分の原因となった事実 株式会社深沢組（令和3年2月26日に株式会社深沢に商号変更）の元代表取締役は、前橋市が令和2年6月26日に執行した「農山漁村地域整備交付金農業集落排水事業（機能強化）込皆戸処理施設脱水機棟建築工事」の指名競争入札に関し、同市元職員から同入札に関する秘密事項である同工事の予定価格の教示を受け、同社に同予定価格に近接する金額で入札させて同案件を落札させ、もって偽計を用いて、公の入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為を行った。また、当該元代表取締役は、前橋市が令和2年7月8日に執行した「社資交（狭あい）道路改良工事（道建第1号）」の指名競争入札に関し、当該元職員から同入札に関する秘密事項である同工事の予定価格の教示を受け、当該会社に同予定価格に近接する金額で入札させて同案件を落札させ、もって偽計を用いて、公の入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為を行った。これにより、当該元代表取締役は、前橋地方裁判所から令和3年9月16日に懲役1年（執行猶予3年）の判決を受け、同年10月1日にその刑が確定した。

このことが、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当するため、同条第3項に基づき営業停止処分とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和3年12月3日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	みどり市笠懸町阿左美696-1、697-1、697-3、697-4、698-2、698-3、698-5、698-6	みどり市大間々町大間々1500番地 株式会社サンコー電子 代表取締役 横塚直人
2	安中市西上磯部字勘五原1625-1、1626-1、1630-1、1630-4、1631-1、1631-3、1632-1、1632-3、1635-1、1635-6、1635-19、1635-21、1636-1、1636-2、1637-2、1637-6	安中市磯部2-13-1 株式会社シンコーモールド 代表取締役 井上博
3	邑楽郡邑楽町大字狸塚字高原396-1、397-1、398-1、400-1、401-1、402-1、403-1、403-2	栃木県足利市間屋町1535番地12 両毛丸善株式会社 代表取締役 河内覚

**収用委員会公告**

土地収用法施行令(昭和26年政令第342号)第5条第1項の規定により、次のとおり公示送達を行う。

なお、送達すべき裁決書は、群馬県県土整備部監理課用地対策室に保管しており、送達を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、令和3年12月24日をもって、その書類の送達があったものとみなされる。

令和3年12月3日

群馬県収用委員会会長 戸所仁治

- 1 事件名 伊勢崎都市計画道路事業3・4・69号上矢島米岡線及び3・4・62号境中央通り線に係る土地収用事件
- 2 通知書の名称 令和3年11月29日付け群収用委第30064-19号「裁決書正本の送達について(令和3年度裁第2号事件)」
- 3 送達を受けるべき者の氏名及び住所並びに収用しようとする土地の所在及び地番

(1) 氏名及び住所

氏名	住所
不明 ただし、土地登記記録表題部に所有者として記載された関口一郎又はその相続人	不明

(2) 土地の所在及び地番 群馬県伊勢崎市境東字町並南112番16

土地収用法施行令(昭和26年政令第342号)第5条第1項の規定により、次のとおり公示送達を行う。

なお、送達すべき裁決書は、群馬県県土整備部監理課用地対策室に保管しており、送達を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、令和3年12月24日をもって、その書類の送達があったものとみなされる。

令和3年12月3日

群馬県収用委員会会長 戸所仁治

- 1 事件名 伊勢崎都市計画道路事業3・4・69号上矢島米岡線及び3・4・62号境中央通り線に係る土地収用事件
- 2 通知書の名称 令和3年11月29日付け群収用委第30065-18号「裁決書正本の送達について(令和3年度裁第3号事件)」
- 3 送達を受けるべき者の氏名及び住所並びに収用しようとする土地の所在及び地番
  - (1) 氏名及び住所

氏名	住所
不明 ただし、土地登記記録表題部に所有者として記載された須藤熊吉又はその相続人	不明

- (2) 土地の所在及び地番 群馬県伊勢崎市境米岡字新屋敷332番